保育施設の入所申し込みの受け付け

●問い合わせ　子育て課（☎656－6520）

令和9年度4月の保育施設の入所申し込みを受け付けます。市に住民登録があり、保育施設の入所を希望する人は期限内に申し込みください。市に転入予定で住所が確定している人も申し込みできます。

復職日が月の15日までの人は、復職日の前月から申請ができます。

表1　申し込みが可能な時期

復職日	申請可能月
1日～15日	復職日の前月
16日～末日	復職日の当月

例）5月15日までに復職
→4月入所申請から申請可能。
5月16日から6月15日までに復職
→5月入所申請から申請可能。

集団生活や新しい環境に無理なく子どもがなじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」がおおむね2週間程度実施されます。

●入所申し込みが可能な人

表2を全て満たす人が申し込み可能です。

表2　入所申し込みが可能な人

①	0歳～5歳の児童で、父母が就労、就学、出産、疾病、介護、災害、求職などを理由に家庭で保育できない人
②	令和9年4月の保育所（認定こども園の保育部、小規模保育施設などを含む）への入所や転園を希望する人

※未就学児が複数いる場合は全員が申し込みをする必要があり、原則として1人だけ申し込むことはできません。

※本年度に申し込みしていて11月1日現在で入所できていない児童のうち、②に該当する人は再度申し込みが必要です。

●入所申し込みの流れ

入所申し込み
第1期締め切り
令和8年12月28日（月）
第2期締め切り
令和9年2月26日（金）
※第2期以降も受け入れ可能となった場合は、随時入所枠を公表します。

入所決定
入所承諾の場合
第1期入所結果
令和9年2月19日（金）
文書で通知

・決定者の入所辞退などで繰り上げ入所できる場合は、別途連絡します。
・4月入所保留の人で、年度途中入所を希望する場合は、5月入所以降も継続して審査します。

入所保留

入所説明
3月上旬以降実施
日時は施設から連絡

入所




●受け付け

初回審査対象は、12月28日（月）までの受け付け分です。

【受付期間】
11月2日（月）～12月28日（月）

【受付時間】
平日の午前8時半～午後5時15分

【受付場所】子育て課
※東部出張所や各保育施設では受け付けていません。

【必要書類】
市指定の入所申込書と必要書類を、子育て課へ直接提出してください。

申し込みに必要な様式は、11月2日（月）以降に子育て課で配布するとともに、市HPで公開します。

必要書類は各家庭の状況により異なります。事前に確認の上、用意してください。

※就労証明書は、10月1日以降証明のものに限ります。

※提出書類に不足や不備がある場合は、受け付けできません。

※市外の保育施設は締め切りが異なる場合があります。確認の上、余裕を持って申し込みください。

詳細は市HPから

「滝沢地域社会報告書」を作成しました

●問い合わせ　企画政策課（☎656－6561）

●滝沢地域社会報告書とは

現在の市政運営に関する最上位計画となる第2次滝沢市総合計画では、市の目指す状態を「やさしさに包まれた滝沢」と定め、社会的包摂性が高い地域の実現のため市民と市行政が協力して取り組むこととしています。

同計画では、取り組み効果や目指す状態の実現に向けた進捗度を測るため、16項目の「たきざわやさしさ指標」と目標数値を設定しています。

滝沢地域社会報告書は、この「たきざわやさしさ指標」の現状値を取りまとめて周知し、総合計画に基づく政策・施策の取り組み効果や、目指す状態の実現に向けた進捗状況を広く共有するために作成しています。



●滝沢地域社会報告書の閲覧場所について

「令和7年度滝沢地域社会報告書」は、市役所3階企画政策課窓口と東部出張所に備え付ける他、市HPの総合計画に関するページに掲載しています。☞





女性に対する暴力をなくそう

●問い合わせ　子育て課（☎656－6520）

女性に対する暴力は、性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシャルハラスメントなどさまざまな形態があります。しかし、基本的人権の重大な侵害であるにもかかわらず、密接関係者間で行われる特殊性や被害申告への抵抗感などから潜在化しやすい傾向にあります。

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている他、DV問題と関連の深い「児童虐待防止推進月間」でもあります。

配偶者や交際相手などからの暴力と児童虐待防止に関する普及・啓発活動などを一体的に支援し、暴力のない社会を目指しましょう。

話すことで、力をもらえる場所がある

性犯罪・性暴力の相談窓口は、あなたの声を何よりも尊重し、あなたの意思を守ることに全力を尽くします。「自分が悪いかも」と言い聞かせて、性暴力が「なかったこと」になってしまう前に相談してください。

相談窓口	連絡先
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）	#8891
性犯罪被害相談電話（警視庁）	#8103
県福祉総合相談センター ①平日午前9時～午後4時 ②平日夜間午後5時45分～午後9時40分、土・日・祝日午前9時～午後9時40分	①☎629－9610 ②☎652－4152
市子育て課 (平日午前9時～午後3時45分)	☎656－6520

SNSで相談　Cure time（キュアタイム）☞